福岡市新型コロナウイルス感染症対策
（福岡ファミリー・サポート・センター事業）補助金交付要綱

（通則）

第１条　福岡市新型コロナウイルス感染症対策（福岡ファミリー・サポート・センター事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、福岡ファミリー・サポート・センター事業を利用した児童の保護者に対して、利用料相当額を補助することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、児童の安全が確保されるよう必要な支援を行うことを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　児童　生後３か月を経過し、小学校を卒業するまでの間にある者をいう。ただし、障がい等により特別な支援を要する場合はこの限りでない。

⑵　保護者　福岡ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第４条第１項第２号に規定する依頼会員をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金交付の対象者は、令和４年４月１日から令和４年６月 30 日までの間において新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、福岡ファミリー・サポート・センター事業を利用した保護者とする。ただし、福岡市に居住し、福岡市において住民基本台帳に記録されている者に限る。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 保健所等による行動調査等により、濃厚接触者（疑いの者を含む。）と判断され健康観察期間中の児童の保護者

(2) その他市長が本事業の対象とすることが不適当と認める者

（補助対象期間）

第５条 補助対象期間は、令和４年４月１日から令和４年６月 30 日までのうち、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、福岡ファミリー・サポート・センター事業を利用した期間（保健所等による行動調査等の期間を除く。）の中で、市長が定める期間とする。

（補助の対象経費）

第６条　補助金の対象となる経費は、福岡ファミリー・サポート・センター事業の利用料相当額とする。ただし、食事代及び交通費等の実費を除く。

（補助金の上限額）

第７条　補助金の交付額は、児童１人につき１日当たり 6,400 円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡ファミリー・サポート・センター事業を利用した日の属する年度内に、福岡市新型コロナウイルス感染症対策（福岡ファミリー・サポート・センター事業）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　援助活動報告書の写し

⑵　振込先金融機関の口座番号や口座名義が分かるもの（通帳の写し等）

⑶　その他、市長が必要と認めるもの

（補助金の交付の決定等）

第９条　市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定して交付を決定し、福岡市新型コロナウイルス感染症対策（福岡ファミリー・サポート・センター事業）補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

２　市長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、理由を付して、福岡市新型コロナウイルス感染症対策（福岡ファミリー・サポート・センター事業）補助金交付却下通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第 10 条　申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知にかかる交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき若しくは補助の対象となる要件を満たさないときは、福岡市新型コロナウイルス感染症対策（福岡ファミリー・サポート・センター事業）補助金交付申請取下書（様式第４号）により申請の取り下げを行うことができる。

２　申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日から起算して 10 日とする。

３　前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付時期）

第 11 条　市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね 30 日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。ただし、口座振替の方法によることができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、現金払いにより交付することができる。

（交付決定の取消し）

第 12 条　市長は、申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付申請を行ったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合、市長は福岡市新型コロナウイルス感染症対策（福岡ファミリー・サポート・センター事業）補助金交付取消通知書（様式第５号）により通知する。

（補助金の返還）
第13条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（委任）
第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和２年11月９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
（期間）
２　この要綱は、令和３年３月31日をもって廃止する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
（期間）
２　この要綱は、令和４年３月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年５月13日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
（期間）
２　この要綱は、令和５年３月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。